

港区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例の廃止について

1 貸付制度の概要

港区国民健康保険の被保険者が、医療機関の窓口にて支払う自己負担額は、被保険者証の提示により原則3割となっています。医療費が高額になる場合や、出産をする場合、別途、被保険者からの申請により、区が高額療養費や出産育児一時金を支給しますが、医療機関への支払後、支給までには1～4か月程度を要します。

そのため、区では、費用が支給されるまでの被保険者の一時的な負担を軽減するため、平成3年10月2日条例第30号「港区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例」により、基金(3,000万円)を設置し、費用の9割相当分を事前に貸し付ける事業を実施してきました。(高額療養費：平成3年度から、出産費：平成17年度から)

2 廃止の理由

高額療養費の現物給付化等により、被保険者の一時的な負担がなくなりました。

(1) 高額療養費

限度額適用認定証を提示することで、入院は平成19年度から、外来診療は平成24年度から医療機関窓口での医療費の支払いは、一定の金額(自己負担限度額)までになりました。

(2) 出産費

平成21年度から、医療機関に区が直接、出産育児一時金を支払えるようになり、平成23年度から、その対象は、年間分娩取扱い件数が100件以下の診療所や助産院まで拡大しました。

3 現在の状況

高額療養費は平成23年度から、出産費は平成25年度から貸付実績はありません。

4 廃止にかかる条例の施行日

平成31年3月29日(同日付で基金を廃止します。)

5 周知(予定)

広報みなと(平成31年3月21日号)、区ホームページ